

## 市第83号議案関連資料 横浜市火災予防条例の一部改正について

## 1 住宅用防災機器関係

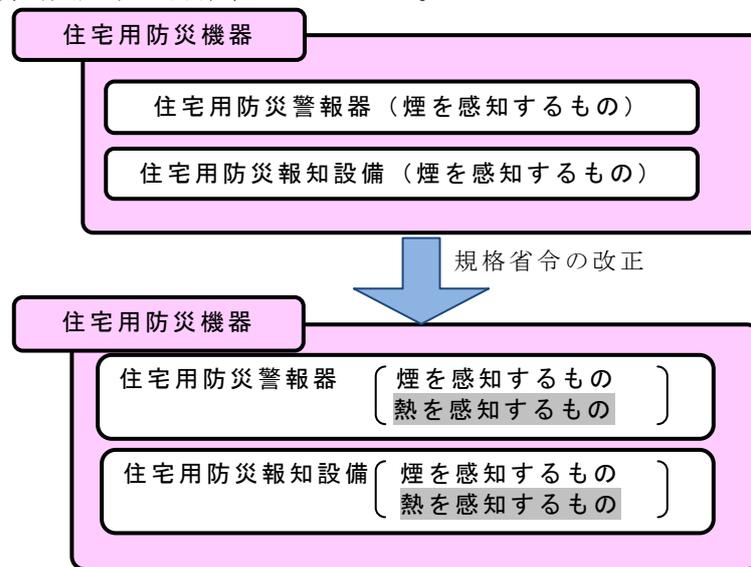
## (1) 省令の改正概要

住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（以下「規格省令」という。）の一部が次のとおり改正されました。

ア 住宅用防災警報器の種類に、熱により火災を感知する「定温式住宅用防災警報器」が追加されました。

イ 住宅用防災報知設備の感知器として、定温式の感知器を設けられるようになりました。

ウ 他の住宅用防災警報器と連動して火災を報知する「連動型住宅用防災警報器」について、その定義、機能等が明確化されました。



## (2) 条例の改正概要

ア 住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備の感知器の種別に、定温式のものに加え、関係条文を整理します。（条例第35条の3第4項、第35条の4第3項及び条例第35条の5第2項）

イ 連動型住宅用防災警報器の設置及び維持の基準について新たに規定します。（条例第35条の3第6項）

## (3) 施行期日

平成26年4月1日

## (4) 経過措置

ア 平成31年3月31日までは、廃止前の消防長告示の規定に基づく技術上の規格に適合している定温式住宅用防災警報器を設置できるよう規定します。

イ 廃止前の消防長告示の規定に基づき設置した定温式住宅用防災警報器の設置の基準については、なお従前の例によることができるよう規定します。

		H18. 6. 1～	経過措置期間 H26. 4. 1～	H31. 4. 1～
定温式住宅用防災警報器	消防長告示に適合	消防長告示により設置が可	・経過措置により新規設置が可 ・既に設置したものは従前の例による	・新規設置は不可 ・既に設置したものは従前の例による。
	改正条例に適合	—	設置が可	設置が可

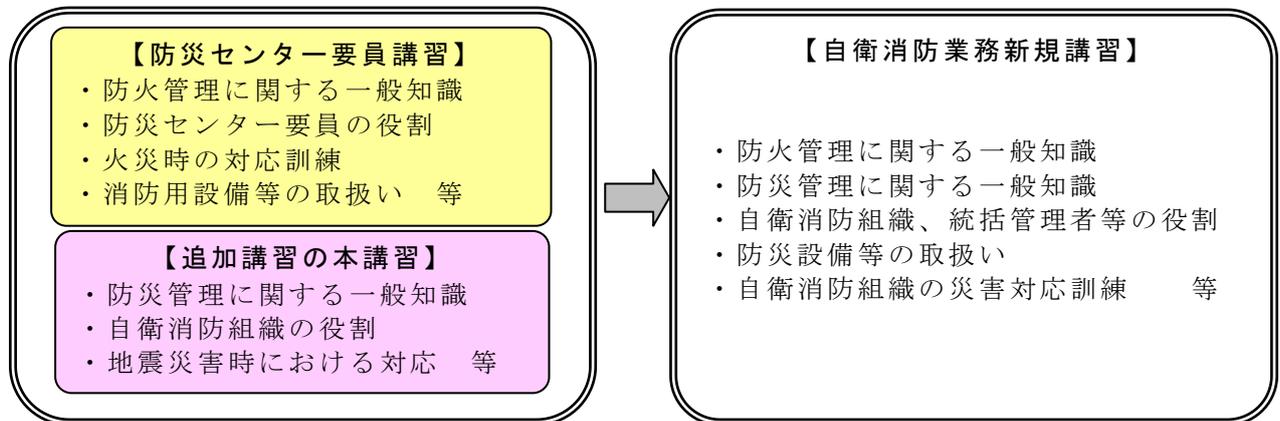
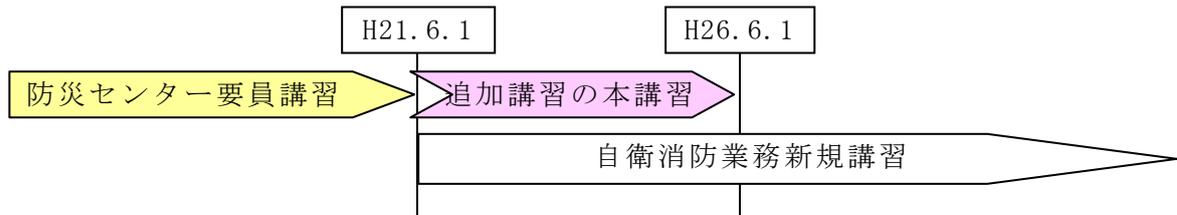
告示廃止・条例施行

## 2 自衛消防業務追加講習関係

### (1) 改正理由

法令改正により、平成21年6月1日から大規模な防火対象物には、自衛消防組織の設置が義務付けられ、この自衛消防組織の統括管理者になるためには、自衛消防業務新規講習の受講が義務付けられました。

従前実施していた「防災センター要員講習」の修了者には経過措置として、5年以内に「自衛消防業務追加講習の本講習」を修了すれば、自衛消防業務新規講習を修了したとみなしていましたが、その期限が平成26年5月31日となっていることから関係規定を整理します。



### (2) 条例の改正概要

「自衛消防業務追加講習の本講習」の受講手数料を定めている条文を削除します。（条例第69条の2第1項第4号及び別表第8）

### (3) その他

「自衛消防業務追加講習の本講習」の未受講者は、自衛消防業務新規講習を受講することとなります。

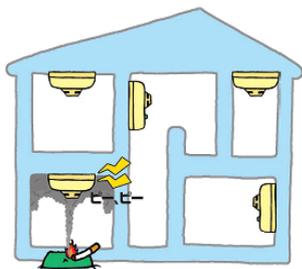
### (4) 施行期日

平成26年6月1日

# 住宅用防災機器の種類

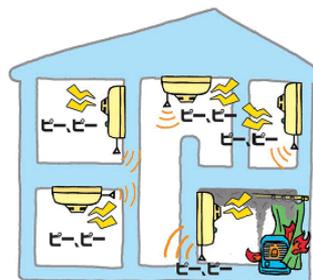
## 住宅用防災警報器

【単独型】



感知した警報器だけ鳴る。

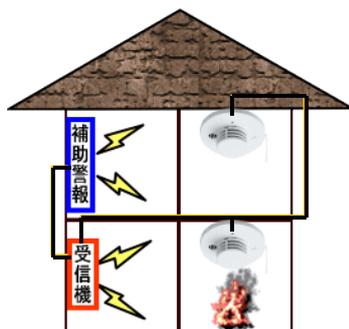
【連動型】



一つの警報器が感知するとすべての警報器が鳴る。

## 住宅用防災報知設備

感知器、中継器、受信機及び補助警報装置で構成された火災報知設備



感知器が感知すると、受信機と補助警報装置が鳴る。